



平成21年2月25日

各 位

会 社 名 アル テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 畑 洋
(コード番号 9972 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 星 野 幸 広
(TEL : 03 - 5363 - 0922)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続に関する決定について

当社は、平成17年11月7日開催の取締役会の決議により、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入し、平成20年2月26日開催の当社取締役会の決議においてその継続が承認され、大規模買付ルールの有効期間は平成21年2月の定時株主総会決議後の取締役会開催日までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、有効期間満了後、大規模買付ルールを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為等を抑止するために導入したものです。

当社は、第31期（平成18年11月期）に多額の損失を計上したことを踏まえ、平成19年1月に第32期から第34期の3ヵ年にわたる、業績改善に向けた抜本的な「再建計画」（以下、「再建計画」といいます。）を策定し、経常黒字の必達を通じ企業価値の最大化に取り組んでまいりました。

その結果、第32期（平成19年11月期）は、国内事業の損益改善、中国事業の早期立上げ、経費削減、有利子負債の削減等による財務体質の改善、赤字会社の整理を含む組織再編等に注力し、グループ全体の業績改善をはかり、その結果、「再建計画」を上回る利益を確保することができました。

第33期（平成20年11月期）は、金融危機の影響を受け、当社においても経営環境は非常に厳しいものとなったものの、経常利益は計画を超えて達成することができました。

このような状況下において、当社は、有効期間が満了となる大規模買付ルールの取扱いについて、監査役会や関係機関その他の意見も参考にしつつ、慎重に協議をした結果、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合が現在も議決権比率合計45.45%の議決権を保有していることや、公開買付制度の改正も勘案し、大規模買付ルールを継続するよりも、業績改善を通じ企業価値を向上させることが、グローバル市場における当社の競争力と持続的成長性を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと判断し、本日開催の取締役会をもって、大規模買付ルールを継続しないことを決議したものです。

当社としては、第34期（平成21年11月期）も業績改善を通じ企業価値を向上させるため、全力で取り組んでいく所存であり、大規模買付ルール廃止後も引き続き、大規模買付等の重大行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集と適切な開示に努めて参ります。また、今後の社会的な趨勢を踏まえ、当社の株主共同の利益と企業価値の保護にあたって買収防衛策等の対策が必要と判断される場合には、その時点における当社の株主共同の利益と企業価値の保護の観点からふさわしい対策を検討して参りますので、引き続き皆さまのご支援をお願い申し上げます。

以上